

2020年4月14日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様  
厚生労働副大臣 橋本 岳 様、稲津 久 様  
衆参厚生労働委員会 委員 各位  
中央社会保険医療協議会 会長 小塩 隆士 様  
中央社会保険医療協議会 委員 各位  
厚生労働省保険局医療課 課長 森光 敬子 様

京都府保険医協会  
理事長 鈴木 卓

## 強化型（連携型）在宅療養支援診療所・支援病院の施設基準に 定められた月1回の在宅医療担当医師のカンファレンスについて 情報通信機器を用いた場合を認めることを求める要請書

貴職におかれましては、日本の社会保障制度の拡充のために、日夜ご奮闘いただき、真にありがとうございます。本会は京都府内で保険診療に従事する医師（保険医）2,330人で組織する団体です。社会保障の向上と国民医療の充実・発展を目指すことを目的に設立し、微力ながらさまざまな事業を展開しています。

さて、医科診療報酬点数表において、複数の医療機関によって、3人以上の常勤の在宅医療担当医師が連携して24時間365日の往診体制を構築することを評価した強化型（連携型）在宅療養支援診療所・支援病院の施設基準については、従来通り「当該在宅支援連携体制を構築する保険医療機関間において、診療を行う患者の診療情報の共有を図るため、月1回以上の定期的なカンファレンスを実施すること」とされ、情報通信機器を用いたカンファレンスが認められておりません。

しかしながら、令和2年度診療報酬改定では、多職種によるカンファレンスを施設基準としている複数の点数において、直接的に顔を合わせてではなく、情報通信機器を用いたカンファレンスでも良いとする要件緩和がされました。

また、令和2年3月28日付新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」によれば、「外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である」とされています。

以上を踏まえて、強化型（連携型）在宅療養支援診療所・支援病院の施設基準に定められた月1回の在宅医療担当医師のカンファレンスについて、情報通信機器を用いた場合を早急に認めることを強く要請します。何卒、ご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。（以上）